

報告事項No. 5 資料

令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査（抜粋）

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等（児童・生徒に対する行為）

（令和7年10月1日現在）

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
1 北海道	次に掲げる犯罪の構成要件に該当する行為を行ったと認められる場合 ・刑法、児保法、児童福祉法、青少年健全育成条例、迷惑行為防止条例、ストーカー行為禁止命令等違反、その他類似する法令違反	免職
	次に掲げる犯罪の構成要件に該当する行為を行ったと認められる場合 ・軽犯罪法(身体露出、窃視)、青少年健全育成条例(着用済み下着の買受け、児童ポルノ等の提供を求める行為)、迷惑行為防止条例(卑わいな言動)、ストーカー行為、その他類似する法令違反	免職、停職
	セクシュアル・ハラスメントを行った場合 ※ 執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患を罹患した場合を含む。	免職、停職
	不適切な身体接触行為等(性的な行為と受け取られるもの。)	停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
2 青森県	児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	上記に掲げるものを除くほか、児童生徒にわいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	免職、停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
3 岩手県	① 児童生徒等に性交等をした者又はさせた者	免職
	② 児童生徒等にわいせつな行為をした者又はさせた者(①に掲げるものを除く。)	免職
	③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノ法第5条から第8条までの罪又は性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為をした者(①及び②に掲げるものを除く。)	免職
	④ 衣服の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部に触れて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせるような行為をした者	免職
	⑤ 衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置し、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせるような行為をした者	免職
	⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした者(①～⑤に掲げるものを除く。)	免職、停職又は減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
4 宮城県	悪質なセクシュアル・ハラスメント等を行った場合で、被害者が児童生徒である場合	免職
	セクシュアル・ハラスメントを行った場合で、被害者が児童生徒である場合	停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
5 秋田県	① 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に掲げる行為(児童生徒性暴力等)を行った場合	免職
	② 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第16条(深夜の連れ出し等の制限)及び秋田県迷惑行為防止条例第5条(つきまとい行為等の禁止)に違反する行為を行った場合	免職又は停職
	③ セクシュアル・ハラスメント(上記①及び②に該当するものを除く。)を行った場合	停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
6 山形県	① 児童生徒等に性交等をした者又はさせた者	免職
	② 児童生徒等にわいせつな行為をした者又はさせた者(①に掲げるものを除く。)	免職
	③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノ法第5条から第8条までの罪又は性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為をした者(①及び②に掲げるものを除く。)	免職
	④ 衣服の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部に触れて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせるような行為をした者	免職
	⑤ 衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置し、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは不安を覚えさせるような行為をした者	免職
	⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした者(①～⑤に掲げるものを除く。)	免職、停職、又は減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
7 福島県	ア 学校に在籍する幼児、児童、生徒又は18歳未満の者(以下「児童生徒等」という。)に対して、性交等やわいせつな行為をした、又はさせた場合	免職
	イ 児童生徒等に対して、痴漢行為をした、又はのぞき、盗撮、若しくは盗撮をしようとした場合	免職
	ウ 児童生徒等に対して、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、又はつきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返すなど、特に悪質である場合	免職
	エ 正当な理由がないのに、児童生徒等の性的な部位、身につけている下着、性交等やわいせつな行為が行われている姿(以下「性的姿態等」という。)を撮影した場合、児童生徒等の性的姿態等の画像(以下「性的撮影記録」という。)を他の者に提供、若しくは送信した場合、又は児童生徒等に対して性的撮影記録を要求した場合	免職
	オ わいせつな目的で、児童生徒等に対して利益供与、誘惑、若しくは相手の意思に反して面会を要求した、又は児童生徒等と面会した場合	免職
	カ 上記アからオの他に、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律における、児童生徒性暴力等の定義に該当する行為を行った場合	免職
	児童生徒等に対して、上記ウに該当するわいせつな言辭等の性的な言動を行ったが、特に悪質とまでは言えない場合	停職・減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
8 茨城県	ア わいせつ行為を行った場合	免職
	イ わいせつな言辞等の性的な言動又はこれと同等の行為を行った場合	停職又は減給
	上記において常習的であるなど特に悪質な場合	免職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
9 栃木県	ア 児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	イ セクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った場合(アに該当するものを除く)	停職、減給又は戒告
	この場合において、セクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質な場合	免職又は停職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
10 群馬県	児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせた場合	免職
	児童生徒等に対しわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた場合	免職
	刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をした場合	免職
	児童生徒等に次のa、bに掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせた場合(上記3に掲げるものを除く) a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。 b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。	免職
	児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした場合	免職
	児童生徒等に対し、児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為(性的羞恥心を害する言動)を行った場合(上記に掲げる者を除く)	停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
11 埼玉県	①教育職員等(教育職員(教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。)並びに学校の校長、副校長、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。)が、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(以下「児童生徒性暴力防止法」という。)第2条第3項各号に規定する次の行為を行った場合 (ア)児童生徒等(児童生徒性暴力防止法第2条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。)に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く) (イ)児童生徒等に対しわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせたこと (ウ)刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること (エ)児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるような行為を行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせることであって、心身に有害な影響を与えるもの (オ)児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと ※(ア)から(オ)までのいずれの行為についても、児童生徒等の同意の有無を問わない。また、児童生徒等のうち、学校に在籍するものについては、年齢を問わない。	免職
	②教育職員等が児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合	停職又は減給
	③人事異動に伴い、教育職員等でなくなった者が異動後に①(ア)から(オ)までに規定するいずれかの行為を行った場合	免職
	④人事異動に伴い、教育職員等でなくなった者が異動後に児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合	停職又は減給
	④教育職員等以外の学校(学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに産前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)において児童生徒等と接する業務(当該学校の管理下におけるものに限る。)に従事する職員が当該学校の児童生徒等に対し、①(ア)から(オ)までに規定するいずれかの行為を行った場合	免職
	⑤④に規定する職員が、当該学校の児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合	停職又は減給
	⑥人事異動に伴い、④に規定する職員でなくなった者又は他の学校に異動した者が、異動前の学校の児童生徒等に対し、①(ア)から(オ)までに規定するいずれかの行為を行った場合	免職、停職又は減給
	⑦人事異動に伴い、④に規定する職員でなくなった者又は他の学校に異動した者が、異動前の学校の児童生徒等に対しわいせつな言辞等の性的な言動などの不適切な行為を行った場合	停職又は減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
	12 千葉県	児童生徒性暴力等(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。)を行った場合
上記以外で、学校に在籍する幼児、児童、生徒及びこれら以外の18歳未満の者に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った場合		停職又は減給
ただし、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合		免職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
13 東京都	同意の有無を問わず、性交又は性交類似行為を行った場合(未遂を含む。) 同意の有無を問わず、直接若しくは着衣の上から性的な部位(性器等若しくはその周辺部、でん部又は胸部)に触れる、又はキスをした場合	免職
	性的行為と受け取られる直接又は着衣の上から身体に触れる行為を行った場合 指差し必要のない、直接又は着衣の上から身体に接れる行為(マッサージ、薬品の塗布、テーピング等を行う際の行為も含む。)を行った場合 手段を問わず、わいせつな内容(※1)を送信等(※2)した場合 手段を問わず、わいせつな行為(※3)の誘導・誘惑を行った場合 性的羞恥心を害するような言動を繰り返し行った場合	免職、停職
	性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合(交際を求める、正当な理由なく自宅に入れたり、所属長の承認を受けることなく、家用自動車等に同乗させたりする等を含む。)	停職、減給、戒告
	性的行為、セクシュアル・ハラスメント等の※1～※3は以下のものを示す。 ※1 内容には、文書、図画、画像、映像、音声等又はこれらを表示可能とする電子的情報を含む。 ※2 送信等には、発信、発行、交付、示示又は提供等を含む。 ※3 わいせつな行為とは、性交、性交類似行為、身体接触、キス、陰部等の露出、衣服を脱がせる等を指す。	
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
14 神奈川県	児童生徒等に児童生徒性暴力等に該当する行為を行った場合	免職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
15 新潟県	児童生徒に対してわいせつ行為を行った場合	免職
	児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントを行った場合	免職、停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
16 富山県	児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること 児童生徒等わいせつ行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつ行為をさせること 刑法第182条の罪、児童ポルノ/法律第5条から第8条までの罪又は性的姿態撮影等処罰法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る)に当たる行為を行うこと 児童生徒等に痴漢行為や盗撮行為を行うこと 児童生徒等に性的な言動を執拗に繰り返すなど悪質な行為	免職
	児童生徒等に対するセクシャルハラスメント	免職、停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
17 石川県	児童生徒等に対して、次に掲げる行為(同意の有無を問わない。)を行った場合 ・性交等を行うこと又はさせること ・性的な部位に直接触れる、キスをし、のぞき・盗撮をする、その他法令に違反するわいせつな行為を行うこと又はさせること ・わいせつ目的での面会要求、性的姿態を撮影した映像の要求、性的姿態の撮影・映像送信等の罪に当たる行為を行うこと ・衣服等の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部に触れる行為であって、性的羞恥心を著しく害する行為を行うこと又はさせること(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。) ・性的羞恥心を害する言動(SNSや電子メール等を含む。以下同じ。)であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと	免職
	性的羞恥心を害する言動を行った場合(上記に掲げるものを除く。)	停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
18 福井県	児童生徒等に性交等をした場合、させた場合	免職
	児童生徒等わいせつ行為をした場合、させた場合	免職
	刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノ/法又は性的姿態撮影等処罰法に違反した場合	免職
	児童生徒等に対する、痴漢行為又は盗撮行為をした場合	免職
	児童生徒等に対する、性的羞恥心を害する言動をした場合	免職、停職、減給、戒告
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
19 山梨県	性交等をした又は性交等をさせた場合	免職
	わいせつ行為をした又はわいせつ行為をさせた場合	免職
	刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律第5条から第8条までの罪または性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をした場合	免職
	痴漢や盗撮を行った場合	免職
	セクシュアル・ハラスメントを行った場合	免職、停職、減給又は戒告
	児童生徒との間で、ソーシャルネットワーク・キングサー・ビスや電子メール等を用いて私的なやりとりを行った場合	戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
20 長野県	(1) 児童生徒等に性交等をした職員又は児童生徒等をして性交等をさせた職員	免職
	(2) 児童生徒等においてせつな行為をした職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた職員(1)に掲げるものを除く)	免職
	(3) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る)に当たる行為をした職員(1)及び(2)に掲げるものを除く)	免職
	(4) 児童生徒等に衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた職員(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること)(1)から(3)までに掲げるものを除く)	免職
	(5) 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置した職員(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること)(1)から(4)までに掲げるものを除く)	免職
	(6) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った職員(1)から(5)までに掲げるものを除く)	免職、停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
21 岐阜県	不同意わいせつ(刑法第176条各項に規定するわいせつな行為をいう。)をし、又は教職員・児童生徒等の関係に基いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職
	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 このうち、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなどしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職、又は減給 免職又は停職
	わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 このうち、わいせつな言辞等の性的な言動をしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	停職、減給又は戒告 免職、停職又は減給
	痴漢行為、のぞき行為又は盗撮行為をした場合	免職、停職、減給又は戒告
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反して児童ポルノの所持、提供、製造等をした場合	免職又は停職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
22 静岡県	児童生徒等に性交等をした場合又は児童生徒等をして性交等をさせた場合(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて性交等をした場合その他やむを得ない事情があると認められる場合を除く。)	免職
	児童生徒等においてせつな行為をした場合又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた場合	免職
	刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をした場合	免職
	児童生徒等に対し、次に掲げる行為であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをした場合又は児童生徒等をしてそのような行為をさせた場合 ア 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること	免職
	児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをした場合	免職、停職、減給、戒告
	児童生徒等に対し、電子メール及びSNS等を利用して、緊急の連絡を必要とするなどの相当の理由なく私的なやりとりを行った場合	戒告
	緊急等以外の私的な理由で児童生徒を教職員の自家用車に乗車させる、児童生徒に金品を渡すなど、児童生徒性暴力等(つながり)得る行為をした場合	戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
23 愛知県	児童生徒に対するわいせつ行為をした場合	免職
	わいせつ行為ではないが、児童生徒に対する教職員として不適切な行為をした場合	免職、停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
24 三重県	児童生徒等に性交等をした場合、させた場合	免職
	児童生徒等においてせつな行為をした場合、させた場合	免職
	刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノ法又は性的姿態撮影等処罰法に違反した場合	免職
	児童生徒等に対する、痴漢行為又は盗撮行為をした場合	免職
	児童生徒等に対する、性的羞恥心を害する言動をした場合であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした場合	免職、停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
25 滋賀県	児童生徒等(学校に在籍する幼児、児童、生徒およびこれら以外の18歳未満の者)においてわいせつ行為をした教職員	免職
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)に違反する行為をした教職員	免職、停職、減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
26 京都府	児童生徒等に対し、わいせつ行為を行った教職員	免職
	児童生徒等にセクシャル・ハラスメントを繰り返した教職員	免職、停職、減給
	児童生徒等にセクシャル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
27 大阪府	児童又は生徒にわいせつな行為をすること。	免職
	児童又は生徒に、わいせつの目的で、威迫、偽計、利誘の供与等の不当な手段を用いて面会を要求し、若しくは面会を要求して面会し、又は性的態度等(わいせつな行為等をして若しくはされている間における人の姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、でん部又は胸部をいう。)又は身に付けている下着のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に露出している部分をいう。以下同じ。)の画像等を要求すること。	減給、停職又は免職
	児童又は生徒の性的態度等を撮影し、又は性的態度等の画像等の提供、保管、送信、若しくは記録を行うこと。	停職又は免職
	児童又は生徒に対し、性的な言動であって、性的羞恥心を害し、又は心身に有害な影響を与えるものをする。	戒告、減給又は停職
	常習的に、性的な言動であって、性的羞恥心を害し、又は心身に有害な影響を与えるものをする。	免職
	児童又は生徒に対し、性的な言動であって、性的羞恥心を害し、又は心身に有害な影響を与えるものをするのうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	免職
	十八歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	停職又は免職
	暴行若しくは脅迫を用い、又は心神喪失若しくは抗拒不能に乗じてわいせつな行為をすること。	免職
	公共の場所又は乗物における痴漢行為、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着の露出、人が通常衣服の全部又は一部を着けられない状態であるような場所における当該状態にある人の姿態の露出等(以下「卑わいな行為」という。)をすること。	停職又は免職
	公共の場所又は乗物における痴漢行為、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着の露出、人が通常衣服の全部又は一部を着けられない状態であるような場所における当該状態にある人の姿態の露出等をすることのうち、常習的に卑わいな行為をすること。	免職
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
28 兵庫県	ア 児童生徒にわいせつな行為をした職員	免職
	イ 児童生徒に身体的接触を行った職員	免職、停職、減給
	ウ 児童生徒にわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
29 奈良県	児童生徒等に性行為をした教職員又は児童生徒等をして性行為をさせた教職員	免職
	児童生徒等にわいせつな行為をした教職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた教職員	免職
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為をした教職員	免職
	児童生徒等に衣服その他の身につける物の中から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた教職員(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする)又は児童生徒等をしてそのような行為をさせたものに限る。	免職
	児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他機器を差し向け、若しくは設置した教職員(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする)又は児童生徒等をしてそのような行為をさせたものに限る。	免職
	児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員	免職、停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
30 和歌山県	児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	児童生徒等にセクシャル・ハラスメント(児童生徒性暴力等に該当するものを除く。)を行った場合	免職、停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
31 鳥取県	児童生徒等(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第2項に規定する者をいう。)に対し、児童生徒性暴力等(同法第2条第3項各号に該当する行為をいう。)を行った場合	免職
	児童生徒等に対し、セクシャル・ハラスメント(児童生徒性暴力等に該当するものを除く。)を行った場合	停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
32 島根県	1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った教職員	免職
	2 セクシャル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
	3 所定の手続きを経ず、又は私的な内容について、児童生徒とソーシャルネットワークサービス(SNS)や電子メールによるやり取りを行った教職員	戒告
	4 所定の手続きを経ず児童生徒を自家用車等に同乗させ、又は教育上真に必要な場合も関わらず学校内外で児童生徒と1対1となる密室空間を作り出した教職員(緊急時等やむを得ない場合を除く。)	戒告
	5 3又は4の行為を繰り返した教職員並びに3及び4の行為を合わせて行った教職員	停職又は減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
33 岡山県	児童生徒等に対して児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメント(児童生徒性暴力等に該当するセクシュアル・ハラスメントを除く。)を行った場合	停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
34 広島県	児童・生徒に対してわいせつな行為を行った職員	免職
	児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員	停職、減給又は戒告
	児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を頻りに繰り返すなど、特に悪質な職員	免職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
35 山口県	児童生徒性暴力等をした場合	免職
	児童生徒等にセクシュアル・ハラスメント(児童生徒性暴力等を除く)をした場合	免職、停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
36 徳島県	(1)児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	免職
	(2)児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員	免職、停職又は減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
37 香川県	児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等させること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)	免職
	児童生徒等に対してわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること。	免職
	刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること。	免職
	児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。	免職
	a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。 b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。	免職
	児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。	免職
児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動を行った場合	停職、減給又は戒告	
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
38 愛媛県	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をした場合	免職
	児童生徒に対し、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合(上記に該当する場合を除く)	停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
39 高知県	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に掲げられた行為を行った場合	免職
	児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った場合	停職、減給又は戒告
	児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質な場合	免職又は停職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
40 福岡県	児童等に対してわいせつな行為を行った場合	免職
	児童等に対してわいせつな言辭等の性的な言動を行った場合	免職・停職・減給・戒告
	管理職の承認を得た場合又は緊急等のやむを得ない理由がある場合を除き、次に掲げる行為を行った職員 ア 児童等とSNSや電子メール等を利用して私的なやり取りを行うこと イ 児童等を職員の自家用車に同乗させること	戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
41 佐賀県	性行為(同意の有無を問わない。次に該当するものを除く。)をした場合	免職
	わいせつな行為をした場合	免職
	セクシュアル・ハラスメントをした場合	免職、停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
42 長崎県	① 児童生徒等に性交等をした教職員又は児童生徒等をして性交等させた教職員	免職
	② 児童生徒等にわいせつな行為をした教職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為させた教職員(①に掲げるものを除く)	免職
	③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る)に当たる行為をした教職員(①及び②に掲げるものを除く)	免職
	④ 児童生徒等に衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた教職員(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなもの)をすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(①から③までに掲げるものを除く)	免職
	⑤ 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置した教職員(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなもの)をすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(①から④までに掲げるものを除く)	免職
	⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員(①から⑤までに掲げるものを除く)	免職、停職、減給、戒告
	※ 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童及び生徒並びに18歳未満の者をいう。 ※ 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。 ※ ①から⑥に該当する行為の例示は以下のとおりであり、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の各号に規定する行為が考えられる。 ① 刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、青少年保護条例等により禁止される性交等が該当する。 ② 刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為(①の場合を除く。)や、青少年保護条例等により禁止されるわいせつ行為が該当する。 ③ 以下の1から3の行為が該当する。 i 刑法第182条の罪である、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項、いわゆる自撮り要求等) ii 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為である、児童買春(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持・提供等(同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等(同法第8条) iii 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。)である、児童生徒等に係る性的な姿態等の撮影(同法第2条)、性的な姿態の電磁的記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的な姿態等の送信(同法第5条)及び記録(同法第6条) ④ 長崎県迷惑行為等防止条例第3条第1項第1号により禁止される卑劣な行為(いわゆる頭漢)が該当する。 ⑤ 同条例第3条により禁止される監視(③に含まれるものを除く。)が該当する。 ⑥ 児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント(児童生徒等を不快にさせる性的な言動(言動には口頭での発言に限らず、SNSや電子メール、手紙等を用いることを含む。))が該当する。 ※ 「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動は含まれる。(以下、本標準例において同じ。)	
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
	ア 児童生徒等に対して、児童生徒性暴力等を行った職員	免職
	イ 児童生徒等に対して、セクシュアル・ハラスメント(アに該当するものを除く。)をした職員	免職、停職又は減給
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
43 熊本県	いん行、わいせつ行為を行った場合	免職
いん行、わいせつ行為以外のスクール・セクハラを行った場合	免職、停職、減給又は戒告	
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
44 大分県	児童生徒等に対し、暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は学校における教師・児童生徒等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職
わいせつな言辭、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動(以下「わいせつな言辭等の性的言動」という。)を繰り返した場合	免職	
わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた場合	免職	
わいせつな言辭等の性的言動を行った場合	免職、停職、減給	
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
45 宮崎県	「児童生徒性暴力等」を行った場合	免職
セクシュアル・ハラスメント(「児童生徒性暴力等」を除く。)をした場合	停職、減給又は戒告	
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
46 鹿児島県	「児童生徒性暴力等」を行った場合	免職
セクシュアル・ハラスメント(「児童生徒性暴力等」を除く。)をした場合	停職、減給又は戒告	
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
47 沖縄県	みだらな行為をした場合	免職
	わいせつな行為をした場合	免職
	わいせつな目的で撮影等をした場合又はこれを試みた場合	免職
	わいせつな目的で撮影等をした場合又はこれを試みた職員のほか、正当な理由なく通常衣服で隠されている人の下着又は身体の撮影等(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥等させるものをした職員又はこれを試みた職員は、免職とする。	免職
	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的な内容のSNSを利用した情報発信、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職
	わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的な内容のSNSを利用した情報発信、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合	免職又は停職
	わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
48 札幌市	わいせつ行為等により処罰された(未遂を含む。)場合	免職
	わいせつな行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした場合	免職、停職、減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
49 仙台市	わいせつ行為をした場合。	免職
	セクシュアル・ハラスメントをした場合。	免職、停職、減給又は戒告
50 さいたま市	ア 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対して性交等をした、あるいはさせた場合	免職
	イ 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな行為をした、あるいはさせた場合	免職
	ウ 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動等不適切な行為を行った場合	停職、減給
	上記ウの場合において、不適切な行為が特に悪質な場合	免職
	エ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒に係るものに限る。)に当たる行為を行った場合	免職
	オ アからエまで以外で、児童生徒を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒に不安を覚えさせるような行為をした、あるいはさせたことにより、児童生徒の心身に有害な影響を与えた場合	停職、減給
	上記オの場合において、その行為が特に悪質な場合	免職
	カ アからオまで以外で、児童生徒に対し、性的羞恥心を害する言動をしたことにより、児童生徒の心身に有害な影響を与えた場合	停職、減給
	上記カの場合において、その行為が特に悪質な場合	免職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
51 千葉市	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	停職、減給
	児童生徒に対して、電話、手紙、電子メール等を利用して、管理職の許可及び保護者の同意なく私的なやりとり(職員の職務にかかわらないやりとりのことをいう。)を執拗に繰り返す等した場合	減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
52 川崎市	児童生徒に対してわいせつな行為をした場合	免職
	児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントをした場合	免職、停職、減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
53 横浜市	児童生徒及び18歳未満の者(以下「児童生徒等」という。)に対して、同意の有無を問わず、わいせつな行為(性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。)をし、又は法律・条例等に違反する行為をした場合	免職
	児童生徒に対して、セクシュアル・ハラスメントをした場合	停職、免職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
54 相模原市	児童生徒性暴力等、又はわいせつ行為に関する法律・条例等に違反する行為をした場合	免職
	児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメントをした場合	免職、停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
55 新潟市	幼児児童生徒又は18歳未満の者に対してわいせつ行為その他の性暴力等(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に掲げる行為をいう。)を行った場合 ※ この場合における「幼児児童生徒」とは、当該教職員が勤務する学校園に在籍する幼児、児童及び生徒に限るものではなく、広く学校園に在籍する幼児、児童及び生徒をいうものとする。	免職
	幼児児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントを行った場合	免職、停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
56 静岡市	児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	児童生徒等に悪質なセクシュアルハラスメントを行った場合	免職、停職
	児童生徒等にセクシュアルハラスメントを行った場合	停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
57 浜松市	児童生徒等に性交等をした場合又は児童生徒等をして性交等させた場合(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて性交等をした場合その他やむを得ない事情があると認められる場合を除く。)	免職
	児童生徒等においていせつな行為をした場合又は児童生徒等をしていせつな行為をさせた場合	免職
	刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をした場合	免職
	児童生徒等に対し、次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行った場合又は児童生徒等をしてそのような行為をさせた場合 (1) 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること (2) 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること	免職
	児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った場合	免職、停職、減給、戒告
	児童生徒に対し、電子メール及びSNS等を利用して、緊急の連絡を必要とするなどの相当の理由なく私的なやりとりを行った場合	戒告
	緊急等以外の私的な理由で児童生徒を教職員の自家用車に乗せさせる、児童生徒に金品を渡すなど、児童生徒性暴力等につながらず得る行為をした場合	戒告
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
58 名古屋市	児童生徒等(学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒又は18歳未満の者。以下同じ。)に対し、取扱方針に掲げるいせつな行為等を行った場合 児童生徒等に対し、児童生徒等であることを知りながら性的な行為をした場合	免職
	上記の場合において、特段の事情がある場合	停職
	上記に掲げる行為ではないが、児童生徒等に対し、心理的な攻撃を加え、又は深刻な苦痛を感じさせるなど不適切な行為をした場合	免職、停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
59 京都市	児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	児童生徒性暴力等に至らないセクシュアルハラスメントを行った場合	停職、減給又は戒告
	セクシュアルハラスメントを繰り返した場合	免職又は停職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
60 大阪市	教職員が18歳未満の者に対し、①暴行若しくは脅迫を用いていせつな行為をする又は18歳未満の者をしていせつな行為をさせる行為を行うこと、②公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような卑しい言動をすること又はストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第91号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)をすること、③公然にいせつ、露骨、のぞきその他のいせつ行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させる場合	免職
	教職員が児童等又は保護者等に対して性的言動を行う場合	停職、減給又は戒告
	前項に掲げる行為により、児童等に著しく不安又は不快感を与え、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させる場合	免職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
61 堺市	幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)においていせつな行為をした場合	免職
	児童等においていせつな言動をした場合	停職、減給又は戒告
	児童等においていせつな言動を繰り返した場合	免職
	児童等においていせつな言動をした場合において、児童等を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
62 神戸市	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に規定する児童生徒性暴力等(以下「児童生徒性暴力等」という。)に該当する行為を行った場合	免職
	いせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的行為とみなされる身体的接触、つきまとい等の性的言動(児童生徒性暴力等に該当するものを除く。以下「いせつな言辞等の性的言動」という。)を繰り返した場合	免職
	いせつな言辞等の性的言動を行った場合	停職又は減給
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓	
63 岡山市	幼児児童生徒に対しいせつな行為を行った場合	免職
	幼児児童生徒に対しいせつな言辞等の性的言動を行った場合	免職、停職又は減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
64 広島市	児童・生徒に対していせつ行為をした場合	免職
	児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為をした場合	停職、減給、戒告
	児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合	免職
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和7年10月1日現在)

都道府県 指定都市	非違行為の内容	処分の量定
65 北九州市	児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	児童生徒等に対して、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為(児童生徒性暴力等に該当するセクシュアル・ハラスメントを除く)をした場合	停職、減給又は戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
66 福岡市	児童生徒等に対する性交、わいせつな行為、痴漢及び盗撮並びに児童ポルノ所持その他の行為を行った場合	免職
	児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメントをした場合	免職、停職、減給、戒告
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓
67 熊本市	児童生徒性暴力等を行った場合	免職
	セクシュアル・ハラスメント(児童生徒性暴力等を除く。)をした場合	免職、停職又は減給
	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の定義に該当する児童生徒性暴力等が行われた場合には、原則懲戒免職処分とする処分基準となっている。	✓

(注1) 「一」は当該項目に係る処分基準を定めていない場合である。